

吉備高原都市業務商業ビルエスカレーター手摺交換修繕業務仕様書

1 目的及び適用範囲

この仕様書は、岡山県が行う修繕業務の万全を期するため、発注者及び受注者が遵守しなければならない作業の仕様を示すものである。

2 指示者承諾事項

受注者は、この仕様書による発注者の指示に従わなければならない。

受注者は、作業の実施に当たって、施設利用者に支障がないよう配慮しなければならない。

3 疑義

作業内容に疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

4 実施場所

加賀郡吉備中央町吉川4860-6

吉備高原都市業務商業ビル内 エスカレーターA2号機（2階→1階）

5 業務内容

受注者は次の修繕を行うものとする。

対象となるエスカレーター：A2号機（三菱製、可逆式J型エス）

- (1) エスカレーターA2号機（2階→1階）の手摺交換を行い、正常に稼働するように修繕を行うこと。

手摺交換内容

項目	内容	数量
手摺取替	手摺 色：三菱標準色グリーン	25.46m×2本
クリップガイド取替	クリップガイド	1式
手摺駆動装置組立取替	駆動装置サブ組立	2組
手摺駆動チェーン取替	手摺第2チェーン	2本
手摺駆動主軸取替	分割主軸組立	1式

- (2) 上記(1)に付随する工事等

運搬費、既設部材の撤去・処分費、養生・清掃費、安全対策費など一切の費用を経費に含めること。

6 作業確認及び写真撮影

受注者は、受託期間中の修繕の実施状況がはっきりわかるよう、使用部材、作業着手前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、写真帳に整理の上、提出するものとし、この場合における写真はカラー写真とする。

7 修繕工事期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

8 その他

受注者は、作業により施設を損傷させた時は、受注者の責において、速やかに補修を行わなければならない。

受注者は、修繕計画の策定にあたっては、事前に(株)吉備高原都市サービスと協議調整を行うこと。